

第 11 回福岡市都市景観審議会会議録

(※審議に関する部分を掲載しております。)

<審議の概要>

【会長】 それでは、議案審議に入ります。

では、景観計画(素案)の策定について、事務局から説明をお願いします。

【都市景観室長】 説明に入ります前に、ご審議のいただき方など手順につきまして、説明申し上げます。

審議資料の表紙を開いて目次及び別紙スケジュールをご覧ください。

今回諮問いたします『福岡市景観計画(素案)について』でございますが、ご審議いただく内容が多岐にわたりますため、概ね 3 回に分けて計画の考え方など段階を踏みながらご審議をお願いしたいと考えております。

1 回目は、ご審議いただく景観計画について、その根拠であります景観法も含めて、ご理解いただき、また、新しい委員もおられることから、これまで取り組んでまいりました景観行政を振り返り、今後の課題と対応について説明申し上げます。その上で、まず、景観計画を定めるにあたっての最も基本的な事項について、ご審議頂く予定です。

2 回目は、8 月末を予定いたしておりますが、1 回目でご審議いただきました基本的な事項を受けて、景観計画の内容を策定するにあたっての基本的な考え方を項目別にご審議いただきます。

また、併せて既に都市景観形成地区として指定しております、御供所地区の景観形成基準の変更についてご審議いただきます。

3 回目は、11 月末を予定いたしておりますが、2 回目でご審議いただきました景観計画の基本的な考え方を踏まえまして、景観計画の素案をご審議いただき、答申をいただく予定でございます。

ご多忙の中、複数に渡ってご審議いただきますのは、誠に恐縮ですが、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

では、パワーポイントで、「1. 景観計画策定にあたって」についてご説明申し上げます。

それでは、説明いたします。説明にあたっては、お手元に資料を配付いたしておりますが、配付資料に沿ってパワーポイントを作成いたしておりますので、こちらで説明申し上げます。

まず、1 ページに該当する部分の「景観法と景観計画の概要」について説明申し上げます。

「(1) 景観法の背景」ですが、国におきましては、既に大正 8 年から良好な景観が形成されている地区や古都、あるいは文化財といった特別な地区、地域を関係地権者の一定の合意を基に、都市計画法に基づく「風致地区」「美観地区」や、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づく「歴史的風土保存地区」などとして形態意匠の規制を行うことができる仕組みを制度化してきました。

一方で地方公共団体は、国の法律によれば画一的なまちづくりに陥るおそれがあるとの視点から、国の法律との重複を避けながら、景観という総合的な視点に立って自主条例を定め、地域に応じた景観の整備・保全の取り組みを行ってまいりました。本市におきましても、昭和 62 年に福岡市都市景観条例を自主条例として制定し、景観行政の取り組みを行ってきたところであります。

その後、国民の景観に対する関心や意識が高まりを見せる一方で、一部の地域で住民による景観を巡る建設差止め訴訟が敗訴するなど、自主条例の限界も露呈することとなりました。このため

国の方で、景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置づけ、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与することの必要性が意識され、また「美しい国づくり政策大綱」などの政策方針を受けて、平成16年に景観法が制定されました。

景観法の目的は、「都市、農山漁村等の良好な景観形成を図るため、基本理念と国や自治体あるいは事業者や住民の責務を定めるとともに、各地方自治体へは景観計画の策定を求め、景観計画区域や良好な景観の形成のための規制あるいは景観形成を目的とした民間非営利団体の景観整備機構による支援」などを目的として制定されております。

その基本理念は、景観5原則とも言われ

- ・良好な景観は、国民共通の資産であること
- ・良好な景観は、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされる必要があること
- ・地域の個性を伸ばすような景観形成を図ること
- ・景観形成は、住民、事業者及び地方公共団体の協働によりすすめる必要があること
- ・景観形成は、景観の保全のみならず、新たな創出を含むものであること

と掲げられました。

そのような目的と理念のもとで作成されます景観計画でございますが、そもそも景観計画とは、計画という名称を使用しつつもその中心となるところは「民有空間だけではなく、公共空間も含め良好な景観形成を誘導していくための目標と手続きを定めた基準」で、その内容として「都市景観形成地区の指定」や「景観重要公共施設」などの基準を定めたものでございます。

また景観計画を定めることにより、屋外広告物法や道路法の道路占用許可など、従来縦割りで行われてきた法令の運用が連携して対応できることとなります。

次に、本市の「これまでの景観形成に向けた取り組み」の主な経緯を説明申し上げます。

本市では、昭和62年に都市景観条例を制定し、63年から条例に基づいて建物を新築する際に、予めデザインなどを協議する届出制度を開始しております。

また景観行政を進めていく基本でもあります都市景観形成地区を、平成8年から順次指定して参りました。

次に、本市の都市景観行政すなわち都市景観形成事業の構成について概要を説明いたします。

「都市景観形成事業」は都市景観条例に基づく事業と任意の事業がございます。

都市景観条例に基づくものとしては、「誘導制度」として、一定の区域を限って地域の地権者の方と景観形成基準を定め、新築などの際にデザインなどを協議する「都市景観形成地区指定」、都市景観形成地区以外の区域で一定規模以上の建築物を新築する際、予め指針に基づいてデザインなどを協議する「大規模建築物等の届出」、また事業者や市民の「意識高揚」に向けて、都市景観に寄与していると認められる建築等の所有者、設計者、施工者等を表彰する「都市景観賞」や「景観フォーラム」など、あるいは景観情報誌「彩都」の発行などに取り組んでまいりました。

また景観演出としましては、「彫刻のあるまちづくり」、「ライトアップ福岡」、あるいは市民や来街者などに向けて案内図や自動車案内サインを街中に設置する「都市サイン整備」を進めております。

個別に詳しく説明いたしますと、まず現在指定しております「都市景観形成地区」は、次の通りです。

計画的市街地型の「シーサイドももち地区」、歴史的地区としての「御供所地区」、既成市街地の路線型として「天神地区」、計画的市街地の「香椎副都心地区」の4地区でございます。

次に、「大規模建築物等の新築等」に係る届出制度でございますが、対象区域は、玄海・小呂島

及び都市景観形成地区を除く福岡市全域とし、届出の対象要件は、建物では高さが31mを超えるもの、又は、延べ床面積が10,000㎡を超えるものとしており、近年では年間170件から260件程度の届出を受け、協議を行っております。

次に都市景観賞でございますが、昭和62年度から毎年開催し、昨年までに23回 計179件を表彰しております。

今年度につきましても、現在、8月末を締め切りとして市民の応募を受け付けているところです。

次に都市景観情報誌「彩都」でございますが、平成7年度より毎年5,000部程度を発行し、昨年度までに14回発行しております。

次に都市景観形成建築物でございますが、これは条例に基づき、景観上重要な建築物や工作物について所有者の了解をいただきながら指定する制度であり、平成11年度よりこれまでに御供所地区の寺社の門・塀を15件指定しております。

その他条例に基づくものではありませんが、任意の事業として彫刻のあるまちづくり事業などに取り組んで参りまいりました。

また、平成19年度には、都市景観形成基金を設置しております。

このような取り組みの結果、福岡を美しい都市と感じる市民の割合が上昇してきており、平成21年には「61.8%」と高い評価をいただいていると考えております。

次に、「本市における景観行政の課題と対応」でございます。

課題としては、5点あるかと考えております。

1つは、「地域特性に応じた個性ある景観形成」を、これまで以上に推進していくことが必要と感じております。近年、中国の経済発展や本市の強力な交通結節機能を背景に、本市への来街者は増加しております。また来年の九州新幹線開通により、この傾向は益々高まるものと考えられます。

このような中、九州・アジア新時代の交流都市・福岡の顔としての都心部の魅力づくりや大陸文化を彷彿させる歴史的資源を活かした景観づくり、また、博多湾や背振山系を身近に感じることのできる、多様な魅力と歴史的な厚みをコンパクトに備えた福岡の景観形成を一層推進していく必要があると考えております。

その対応策といたしまして、重点的に景観形成を図る都市景観形成地区の指定をこれまで以上に推進していくことが必要と考えております。

2つめに、建築物以外の道路や公園などの公共施設につきましては、都市基盤施設として重要な役割を担っているものの、近年厳しい財政状況もあって若干見劣りするものもあり、デザインの向上を求められております。

対応策といたしまして、景観法に基づき、主要な幹線道路などを景観重要公共施設と位置づけ、関係部局と協議し、公共施設のデザイン向上や高質な管理に向けたシステムづくりを検討していきます。

3つめですが、今後、魅力ある景観形成を進めるにあたっては、地域やNPOあるいはエリアマネジメント組織などと役割分担を図りながら、共働により進めていく必要があると考えております。

最後に、「屋外広告物の誘導など」について、でございます。

屋外広告物は、景観の重要な構成要素であり、また本市のような商業・業務集積地区を抱えている都市にとりましては、賑わいを演出する重要な表現媒体でもあります。しかしながら、一部の地域では広告物が過度に競い合い、無秩序に氾濫しているような状況も見受けられます。現在、屋外広告物条例に基づく許可は市内一律の規格となっており、今後は地域特性に応じた規格の見直しなどの対応を行うことが必要と考えております。

以上、申し上げた課題はいずれも、現在の都市景観条例が自主条例であり、景観形成事業の実効

性に限界があることから生じたものです。しかしながら、国による景観法の制定あるいは国際交流の進展と九州・アジア新時代への取り組みなどを背景に、民有空間だけでなく公共空間も含め、地域や関係部局と連携を図りながら、本市の良好な景観形成に向けて取り組むべく、景観計画を策定することとしたものです。

次に景観計画を策定することで、現在の制度体系がどのように推移するのか説明申し上げます。

都市景観室が所管しております条例は、都市景観条例と屋外広告物条例の2つあり、密接な関係を持っております。しかしながら、現行は、都市景観条例が自主条例であり、屋外広告物条例は法に基づく条例で、連携した運用は難しくなっております。これに対し景観計画が策定されますと、都市景観条例の基本となる部分は景観計画に移し替えられ、都市景観条例は景観計画の下で景観法に基づく手続きと本市独自の景観形成事業を規定する条例となり、屋外広告物条例と緊密な連携をもつこととなります。

このうち本審議会でご審議をお願いしますのは、諸処の基準を示した「景観計画」でございます。

新しい都市景観条例につきましては、最終の審議会で景観計画素案をお示しする際に、参考として報告したいと考えております。

また屋外広告物条例との具体的連携につきましては、景観計画策定後は、都市景観形成地区の屋外広告物に関する規定は屋外広告物条例の許可基準として一元化され、届出につきましても、都市景観条例に基づく届出は不要となって、屋外広告物条例の許可申請に一本化されることになります。

そのため、このように景観計画を通して都市景観条例と屋外広告物条例が緊密化されるため、他都市の状況等も勘案し、現在、景観と屋外広告物と2つ設けております審議会につきましても、将来的には統合していきたいと考えております。

以上で、「1.景観計画策定にあたって」について説明を終わります。

【会長】ただいま、「景観計画策定にあたって」について事務局より説明がありましたが、これについて、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

【〇〇委員】よろしいでしょうか。

【会長】はい。〇〇委員。

【〇〇委員】いくつかあるのですが、まず2ページの都市景観行政の概要についての図の中で、都市景観形成地区指定と大規模建築物等の届出が誘導制度にまとめられていますが、これらが「誘導」というのはそぐわないと思いますので、説明をお願いできませんか。

【都市景観室長】条例上は、都市景観形成地区指定制度につきましては、義務規定ではなく、基準に基づきましてそれに適合しない場合につきましては、あくまでも助言や指導によりお願いしていくという立場でございますので、規制ではなくて誘導という形で括っております。

【〇〇委員】そうすると、景観計画が策定されたときは、届出対象行為は景観法の16条に規定され、そこでは規制となっておりますから、こちらでも規制に変わるわけですか。

【都市景観室長】景観計画に基づきましては規制という形に変わりますので、新しい形では規制になります。基準に適合しない場合につきましては、勧告という文言になっております。

【〇〇委員】もう2点よろしいでしょうか。

【会長】はい。

【〇〇委員】4ページのところです。対応の欄の一番上「福岡らしい地域特性を活かした景観形成」ということで、都市景観形成地区を強化するお話が記載されていますが、以前、景観計画（案）策定について若干話をうかがっておりまして、その間に、この従来条例で扱われていた都市景観形成地区は重点地区というようなことで扱うようになるというふうにうかがっていましたが、現行の条例と同様の名称で、制度そのものもそれに伴って現状通りということになるのかどうか、と推察してうかがっておりました。これは重点地区ではなくなった理由はどうしてなのかというところですね。特に景観形成という言葉自体が地区の名称として若干わかりにくいところがあり、重点地区の方がかえっていいのではとおもっていましたから、それがもう一点です。

【会長】そこで質問を切らせていただいて、今のご質問あるいはご意見に対して事務局の見解をお願いします。

【都市景観室長】一時期名称をめぐってはどのような呼び方が良いか考えたこともございます。ただ、私どもの考えといたしましては、景観計画を策定してそれに移行したとしても、円滑に実施する、移行するということが一番大事なことでございますので、そういう意味では既に設計者の方ですとか、デベロッパーなど事業者の方にもすでに馴染みのある景観形成地区という名称で、このまま維持していきたいと考えております。

【〇〇委員】景観法に基づく景観計画を策定するにあたってより基準や方針が強化されるのであれば、それを踏まえた名称でもいいのではないかなと思いました。

【〇〇委員】あと、最後にもう一つよろしいですか。これも細かいことで恐縮なのですが、1ページで、景観法の基本理念に5つの原則があると説明がございました。その4番目で住民参加の記載がございますけれども、そこで使われている「協働」と4ページの対応の3番目で使われている「共働」の字が異なっています。敢えて変えていらっしゃるのだと思いますが、その違いと意図を教えてくださいませんか。

【会長】これは、事務局で確認できますか。

【都市景観室長】はい。まず、資料1ページの方でございますが、この分につきましては、国のホームページにある資料から引用しております。本市の方は、ひらがなにしようと同じように「きょうどう」になるのですが、これまでのマスタープラン等では「共働」という形で、共に働く、共に仕事をしていくという意味でこちらの字を使わせていただいておりますので、このような字の違いになっております。

【〇〇委員】特別に意味がこめられているということではないのですか。

【都市景観室長】違いについてはそうです。

【〇〇委員】わかりました。ありがとうございました。

【会長】ほかに、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。〇〇委員お願いします。

【〇〇委員】〇〇委員のご質問のなかで出てきた重点地区という意味がわからなかったのですが、景観法の中に使われている重点地区という用語がどこかの法律に使われているのですか。

【〇〇委員】いえ、そうではありませんが、そういうふうはこの地区の名称を変えようという案がこれまで検討を重ねる中で出てきていたのを思い出しまして、それで現状の条例の名称でというのがどういう経緯だったのかということをやがいました。

【〇〇委員】ありがとうございます。

【会長】〇〇委員お願いします。

【〇〇委員】何点か確認をさせていただきたいのですが、1 ページ目の景観法の概要で、国の云々とあります。評価は違うかもしれませんが、大正8年から云々となっていますところで、歴史的な経緯の中でつくられた、ある街、地域など、いわゆる既成の景観が大切にされ、そして発展してきたという、景観法が制定される背景、また充実していく背景にそういうものがあつたのだと思います。先ほど説明の中で、お手元に文章化されているのだと思いますが、「今までの取り組みの限界、又は必要性との関わりで」というのが、ちょっと意味が分からないのです。「いざという場合に対応するために」という説明をされた。その「いざ」ということは、どういう概念を行政が持っておられるのか。言葉尻みたいなことを捉えて失礼とは思いますが、ちょっと気になるものがありました。もっと理念的なとらえ方をすべきではないかという気がしますのでお尋ねします。

それから、4 ページの福岡らしい地域特性に応じた個性ある景観形成の中で、景観形成を図っていくために、福岡市の都市づくりでは、九州新幹線の開通等による福岡一極集中の問題に大きな関心が寄せられています。概念として、新幹線が開通するとそれによって都市一極集中が高まるだろうと思いますが、それは将来的にも高まる、つまり人口が集中するとか、都市機能が集中するとか、そういうものは一定の段階で留まるのか、それとも暫時集中度が高まっていくのか。まちづくり、景観形成をつくっていくうえで、微妙な影響を及ぼすものだと思います。その辺についてどういうふうに都市整備局は景観形成を行っていく上で位置づけをされているのかが2 点目です。まずはその2 点だけお聞きしたい。

【会長】ありがとうございます。ただいまのご指摘のうち、1 番目の問題につきましては、私もこれは感覚的な用語かなというふうに思いますので、事務局の方で検討をお願いしたいと思います。それから、2 点目についての見解について、事務局より回答をお願いします。

【都市景観室長】1 点目はよろしいのですか。

【会長】1 点目は検討し直してください。

【都市景観室長】2 点目の分でございますが。まずやはり、基本的に、中核管理都市として、福岡にとって居住人口だけではなく交流人口が増えていくというのは、福岡というのを通して交流の場を与えることができることは、我々はそれはそれで都市の魅力だというふうに考えおりますし、それはよろしいことではないかと思います。私どもとしては評価すべきことではないかと考えており

ます。

その中で、他の都市にないような魅力ですとか、おいでいただく方のおもてなしとか、そういうものを踏まえまして、こういう景観形成を進めていくということについては、市民の誇りや愛着につながる話でございますので、今後とも景観形成に向けては、そういう形で取り組んでいきたいと考えております。

【会長】〇〇委員。

【〇〇委員】よろしいかよろしくないかの問題を投げかけたのではなく、福岡市に九州一円から人と物が集中される。それと福岡市のまちづくり、景観づくりというものは、多くの方が集中されることによって、商業活動、市場活動、様々な活動の活性化が作り出されてくると、それに基づいた街の形成のあり方に様々な変化を及ぼすのではないかと。それで、来られることが良いとか悪いとかそういう評価ではなくて、そういうことを想定したときに、どういうまちづくりをしていかなければならないのか。

なぜ私が問題を投げかけたかという、水道事業では、一定の人口は増えるけども、それ以後水道使用量は大きく変化しないとみています。実際、事業活動を、行政が公共サービスを行うときに計画を立てようとしているのは、一時的な人口は集中するけれども、それが暫時増えていくという見方をしていないのです。だから、そういう中での都市景観のあり方というのは考えていただきたいと思います。集中するのがいいとか悪いとかいうそういう次元だったらだめだと思います。もっと、福岡の街がどういうふうになるのか、それに応じた都市景観をやはり考えていただく必要があるのではないかと思います。これは問題提起だけしておきます。

あと、良好な景観という概念、これが市民の皆さんに十分理解していただけるものなのか。東京の良好な景観、福岡の良好な景観は、共通点と違いと、そういうものなどが基本計画を策定される上で、福岡の属性というものが先ほど出されていますが、良好な景観というのがよくわかりません。市民の立場から見ると入り口の関係ではよく理解できないのではないかと思います。あと景観計画の概要の中で問題が整理されていくのかもわかりませんが、そのところを今後、少し検討していただきたいと思います。

【会長】ありがとうございます。それでは他にご意見はありませんでしょうか。〇〇委員お願いいたします。

【〇〇委員】文言を確認したいことがあります。2 ページの冒頭でこれまでの経緯をご説明いただいた中で、都市景観行政の概要というところで、景観条例の意識高揚の中に景観教育という文言がありますが、これはどういうふうにこれまで実施されてきたのかが1点。

また、右側の届出の件数の棒グラフで、青色と黄色のグラフがあり、黄色が都市景観形成地区としてありますが、この件数は何を数えたものなのかということをお教えいただきたいのが2点目です。

3点目が4ページになりますが、課題の「地域特性に応じた個性ある景観形成」の欄の3つ目に「豊かな自然景観の保全」ということを課題として書かれているわけですが、ここに書かれているのは何か市街地の周囲に、遠くに離れたところにある自然というものが対象として書かれているように一見見えます。福岡市の市街地にある那珂川だとか室見川だとかいろんな河川があったり、溜池がたくさんあったり、農地があったりしていると思いますが、そういうものは景観形成の課題としてどう位置づけるのか、というような話が少しあった方がいいという感じがします。

下のところで、「公共施設のデザインの向上」というところですが、「道路や橋などの公共施設は

…」というところですが、市が直轄して建設する都市施設だとか全般を考えると、学校施設や都市公園だとか、そういうものは景観形成の中でどういうふうに関与させようとしているのか。そのあたりも記述があった方がいいのではないかと、もしくは、ここで土木系施設に限定してわざと表現されているのは何か特別な課題意識があるのか。そのあたりを、4点になりますが、お願いしたいと思います。

【会長】ありがとうございます。ただ今の質問の前半2つはご質問と受け止めましたので、まず、最初の2点について事務局の回答をお願いします。

【都市景観室長】先ずは1点目、2ページの景観教育につきましては、平成16年度、17年度に、主に子ども向けに「まちはみんなの宝物」というタイトルのハンドブックをつくって、学校等で配布しているところです。それに基づきまして、必要に応じて学校の方に出かけて行って景観教育を行うような形で考えておりましたが、今のところカリキュラムの関係もありまして、学校の方からこのハンドブックを使って何か教育をという実績までは上げておりません。

2点目でございます。ちょっと確認させていただきますが、都市景観形成地区の件数のカウントの内容でよろしいですか。

【〇〇委員】はい。

【都市景観室長】景観形成地区の件数につきましては、通常管理行為、それ以外のものについては、基本的に規模にかかわらず新築、改築、修繕それらを含めて届出をいただくようにしております。建築物、工作物どちらも含まれます。110件は4地区の合計でございます。

【会長】後半の2件については、これはご意見だと思います。観点あるいは対象がこの記述の中に不足しているというご指摘なので、再度検討した上で、また提示いただければと思います。

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。〇〇委員をお願いします。

【〇〇委員】今の段階で一つ教えていただきたいのが、先ほど〇〇委員のお話にもありましたけれども、福岡市としてのスタンスになりましょうか、他の政令市と比べて、どういうところを特徴として出されたのかということです。景観法制定以後、十いくつかの政令市がそれぞれ施行段階で自動的に景観行政団体になって、景観計画の策定を義務づけられている状況が始まってだいぶ時間が経っています。その間、他のところでは順次つくっていかれていると思うのですが、時間をかけてやられてこられた分そういったものを参考にすることができたと思います。そういう中で、特に今日お話があったところは概念的なところが多いので、なかなか突っ込んだ話は難しいかもしれませんが、他はこうやっているが、うちはこういう特色のあるまちにしたいので、このへんをひねったよというところがあれば、ぜひお聞かせいただきたい。

【会長】これはパブリックなコメントにはならないかもしれませんが、事務局より今の見解をお聞かせください。

【都市景観室長】その点につきましては、今後いろいろとご審議いただきたいと思います。福岡市につきましては、やはり基本的に地形に規定されることの要件といえますが、山があって、海があって、あのような囲まれた海をもってというところにつきましては、まず地理的な条件として他都市よりも非常に優れたところでもありますし、今後、景観形成に向けても大事にしていきたいポイント

ントだと考えております。

その取り組みにあたりまして、他都市の景観計画を参考にさせていただきました。私どもとしましては、その中でもやはり、公共の施設の部分に今まで踏み込めなかったものがあり、他都市でも公共施設の部分については踏み込んだ形での関わり方をされていないので、その辺のことにつきましてではできるかぎり景観重要公共施設ですとか、その管理の在り方の部分も含めて、いろいろと考えていきたいと思っています。

言い換えますと、民有地の部分については、それなりにこれまでの実績もございますし、他都市でもそれほど違いはないような気がするのですが、公共部分については、空間を一体としてどうやって考えていくかということについて力を入れていきたいと考えています。

【会長】〇〇委員。

【〇〇委員】今のお話はすごくいいとは思いますが、市と県と国が、道路で言えば、管轄の違うものが一つの空間に存在しています。身近なところでも、博多部と福岡部を繋いだ福博であい橋のあるその公園（天神中央公園）は県の管轄で、こっちの方は市のものと管轄が違う状況がありますよね。そういうのを一体にするということも含まれるというのが一つです。

もう一つは、今の話で嫌みな言い方で申し訳ありませんが、景観室は予算面、権限面で非常に弱小な組織ですが、例えば今みたいに景気が良くないときに街路景観を良くしたいと思っても、街路の管理は道路の部局がやっていて、景観室がああだこうだと言っても聞く耳をもたないとか、予算配分の段階で、そういうことは状況が良いときにやればよいと後回しにされたりとか、そういうことを伝え聞いています。

市の中で違う組織に所管が分かれているものを、今回のこれを契機に、市民から見たらそういう境界は見えないわけですから、清流公園とその周りの道路は一つの空間なのですがそれが分かれてしまっているのを一体的に目配りするような形のものがこの後出来てこない、また絵に描いた餅になるのかなと思います。緑の基本計画もまさにそうではないかと思います。

【会長】ありがとうございました。ただ今のご質問は、かなり包括的なご指摘と今後も審議会でご検討いただく内容を含んでいると思いますので、必ずしも、事務局が今回答できるかどうかのところではないかと思いますので、今後の検討に委ねたいと思います。

1つだけ今の質問の中で、景観室の弱小な体制というか、そこについて、市の方の考え方をお聞かせください。

【都市づくり推進部長】ご指摘のとおり、まず管理区分につきましては、おっしゃるとおり県と国と市で管理区分が違うのは事実ですが、この景観法も含めまして、今、景観に対する考え方が公共部門も考えてきておりますので、例えば道路は福岡国道事務所とか九地整だとかそういうところとも連携を取り、連携も深まっています。現実的に福岡市の公園も道路下水道局も費用もありませんので厳しい状況の中で、どれだけデザインを上手く考えていくのかというところでギリギリの攻防をやっていることは事実です。景観全体として少しずつ良くなってきておりますので、民間さんもエリアマネジメントなどで一緒にやっていくということで、景観を良くしておりますから、空間として、民間のビルと公共空間と、緑と、あとファサードとか広告とか、トータルでどうやってパッケージでまちを見ていくかというふうに、流れが変わってきておりますので、そういう動きを今後はしていきたいと思っています。

それと景観室が弱小ということなのですが、なかなか権限もございませんし、費用もたくさん持っていないので、そういう意味では、市の組織的には、一般論で言いますとお金を持っていると

ころが権限もあり強いのですが、非常に流動的なところでございますので、そういう意味では弱いところでございます。

先ほど話しましたような話で、都市づくり推進部というところに今年度からあります。それは、先ほど話しましたように、区画整理事業をやるとか、まちづくりで地域と民間を誘導するときにトータルで見てやっていこうということですから、権限だけではなくて、皆さんと話し合いをしながら、パッケージでどうやってまちづくりをしていくか。当然緑もありますし、そういうトータルでものを見ていく組織体制に変えてきておりますので、今年から都市づくり推進部で動いております。少しずつでございますが、そういう体制づくりをやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

【会長】ありがとうございます。今のご指摘は大変重要だったと思いますが、横の連携をしっかりとってくださいということと、お金がなくても知恵をしっかりと出して、皆さんに理解していただけるような企画をしていってくださいということだろう、と思います。

いま、原則的なところの説明ですが、もう一歩先に進めさせていただきたいと思います。

引き続き「福岡市景観計画（素案）の概要」についてご説明をお願いします。

【都市景観室長】それでは「2.福岡市景観計画(素案)の概要」について、審議資料の 6 ページから 9 ページまでをパワーポイントを使ってご説明申し上げます。

まず、景観計画全体を通した考え方といたしましては、これまで 20 余年にわたって都市景観行政に取り組んで参った結果、いくつかの課題はあるものの、一定の成果は積み重ねてきており、また市民や事業者の方にも一定の認知を得ていることから、移行にあたりましては、これまでの景観行政を基本的に踏襲し、景観計画策定により強化できるものについては強化を図りながら円滑に移行したいと考えております。

そこで、景観計画の基本的な内容について、でございますが、景観法はまず行政区域の中から景観行政を進めていく区域を「景観計画の区域」として定めることとしております。景観計画の区域につきましては、現行通り、市内全域とすることで考えております。

また、景観形成上重要な地区で、積極的に良好な景観形成を進めて参ります地区を都市景観形成地区として定め、現行の 4 地区は、景観計画でも都市景観形成地区として位置づけることを考えております。

次に、「良好な景観の形成に関する方針」でございます。この方針につきましては、本市が目指すべき景観形成の目標として、また景観形成基準を検討していく上での、基本となる方針ともいうべきものでございまして、内容につきましては都市景観形成基本計画を踏襲して定めております。

本方針につきましては、まず理念と目標を挙げまして、次にそれを達成するための基本的な考え方を方針としてお示しいたしております。

本日はまず基本的な部分についてご審議いただきたいと思いますと考えております。

理念につきましては、市民の共有財産である都市景観を、市民参加の下で、長期的な視点をもって、地域性、個性を活かしながら形成していく、というものでございます。

次に、目標としましては、『九州・アジア新時代の交流拠点にふさわしい「顔づくり」』、『地域の特性を活かし、市民と共働で取り組む「個性づくり」』、『自然に抱かれた美しい景観を継承し、自然と歴史を活かした「魅力づくり」』を目指して本市の景観形成を進めてまいります。

次に理念・目標の達成に向けました基本的な考え方である景観形成方針でございますが、4 つお示しいたしております。

まず、「1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり」でございます。

アジアとの歴史や交通結節機能を背景とした商業・業務の集積、あるいは豊かな自然を身近に感じることのできる、コンパクトな本市の特性を考慮しまして、風格と賑わいと潤いのある景観形成を進めます。

特に都心部や副都心では、賑わいのある景観づくりを進めます。

また取り組みにあたりましては、市民が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができますよう、地域団体と共働で景観づくりに取り組んでまいります。

次に「2 緑や水辺を守り、活かした景観づくり」でございます。

豊かな自然を保全・活用し、新たに創りますことで、環境に配慮し、人に優しい潤いのある景観づくりが必要と考えております。

取り組みにあたりましては、地域団体と共働で景観づくりに取り組みます。

また地上からの目線だけでなく、海や空からの景観に配慮し、博多湾や山なみの眺望と海岸線の緑の連続性を確保しますことで、豊かな自然を感じる景観づくりを進めます。

次に「3 計画的市街地整備にあわせた賑わいと活気ある景観づくり」でございますが、市民団体を積極的に支援いたしまして、景観意識の一層の向上を図りますとともに、地域主体の景観づくりを進めます。

特に、伊都、元岡地区やアイランドシティ地区など計画的な市街地整備が進められている地区におきまして、市民と共働で、本市の顔となる景観づくりを進めます。

最後に「4 歴史と文化を活かし、刻の厚みを感じられる景観づくり」ですが、歴史的な建造物など、景観資源の保全・活用を図りながら、市民が誇りを持ち、来街者にも喜ばれる、風格のある景観づくりを進めます。

活用にあたりましては、歴史的な景観資源をネットワーク化いたしまして回遊ルートを整備いたしますとともに、案内サイン等を設置して来街者のおもてなしに配慮したまちづくりを進めていきます。

次に実現に向けた景観形成の取り組みについて、でございます。

まず取り組みにあたりましては、従来どおり地域と連携して都市景観形成地区の指定を進め、新築などの届出にあたって協議していくことを基本とします。

都市景観形成地区以外の地区にありましては、大規模建築物等の新築の機会を捉え、届出を受けた際に基準との適合を求めてまいります。ただ基準は、従来が全市一律であったため、今後はよりこまやかな基準とすべく、全市一律の基準と全市を土地利用や景観特性に応じて5つにゾーニングし、ゾーンごとに基準を設けることといたしております。

視覚的に説明いたしますと、福岡市の景観形成方針をまず階層1として共通基準を設けます。

次に階層2として、ゾーンごとの景観形成方針を設けゾーン別基準を設けます。さらに階層3として都市景観形成地区の地区景観形成方針及び地区景観形成基準を定め、個性ある景観形成に努めてまいります。

次に、設定する「ゾーニングについて」でございます。

景観は、基本的に海や山など地理的条件と商業や業務などの生産活動や住宅などの人の営み、いわゆる土地利用によって影響を受けると考えております。

本市の景観は、都心を中心にいたしまして、その周囲に広がる市街地、さらにその市街地を囲む海と山々などで構成されております。以上を考慮し、市全体を都心、一般市街地、山の辺・田園、海浜、港湾の5つのゾーンに分類いたしまして、福岡のまち独自の景観構成として捉えることといたしました。

次に、5ゾーンに区分いたしました各地区の景観方針を、次のように考えることとしました。

まず、「都心ゾーンの景観形成方針」でございます。

都心ゾーンのうち、天神地区や博多駅周辺地区あるいは御供所地区につきましては、福岡を代表する景観拠点にふさわしいまちなみの形成を図ります。

また歴史的資産を核とし、歴史や伝統を活用した景観の保全・創出に努めてまいります。

また大規模な公園を核といたしまして、水と緑のネットワークの形成を図りますとともに、回遊軸には、来街者に配慮した花と緑豊かで賑わいのある都市景観の形成を図ります。

さらに回遊軸から分岐する回遊ルートには、パブリックアートですとかストリートファニチュアを設置するなど、歩行者空間の魅力的な景観づくりに努めます。

公共だけでなく民有地にありましても、賑わいと潤いのある、魅力のある景観づくりに努めます。

次に、「一般市街地ゾーンの景観形成方針」でございます。

顔となります公園は、緑と歴史を活かした空間づくりをすすめ、周辺地域におきましても風格とゆとりのある景観づくりをすすめます。

また河川や公園緑地等の整備をすすめまして、水と緑のネットワークの形成を図り、自然のやすらぎを感じさせる景観づくりに努めます。

副都心地区では、親しみやすく、界隈性のある、生き生きとした商業空間の景観形成に努めます。

また伊都、元岡地区におきましては、学術研究都市にふさわしい風格を感じる景観づくりに努めます。

さらに地域拠点地区では、賑わいと潤いある景観づくりに努めます。

また、緑豊かでゆとりのある景観づくりを住民と共働ですすめ、民間が計画をたてる際には、周辺のまちなみに調和するよう配慮します。

次に、「山の辺・田園ゾーンの景観形成方針」でございます

山並みなどの眺望を確保し、広がりのある景観の保全に努めます。

レクリエーション施設を計画する場合につきましては、自然と調和した景観づくりに努めます。

次に、「海浜ゾーンの景観形成方針」でございます。

まず、博多湾の眺望と、広がりのある景観の保全に努め、建築物等の色彩や形態につきまして、自然と調和した景観づくりに努めます。

また、良好な自然海浜や松原等の緑地の保全に努めます。

最後に、「港湾ゾーンの景観形成方針」でございます。

美しい港づくりを進めるため、海からの眺望を大切にするとともに、後背市街地との調和を図る観点から、色彩への配慮や緑化等による修景に努めます。

中央ふ頭、博多ふ頭においては、海の玄関口として、また賑わいの場として、博多らしさやおもてなしを感じる景観づくりに努めます。

アイランドシティ及び香椎パークポート地区におきましては、新しいみなとづくりを進めますとともに、躍動感の演出や周辺と調和した色彩、緑化等による景観づくりに努めます。

以上が、本日のご審議をお願いする事項でございます。この景観形成方針のご審議を受けまして、次回、景観計画の最も中心的な部分でございます「行為の制限」を検討してまいります。

ただ本日は、ご審議いただく内容は重要とは申しましても、入口の議論でわかりにくいかと思いますので、審議資料に戻って10ページをお開きください。

次回あるいは第3回でご審議いただきます行為の制限の最終イメージをお示しいたしております。最終的には景観形成基準の項目としまして、配置や形態意匠、建築設備などの基準を定めてまいります。

また、都市景観形成地区に関する事項につきましても、指定要件や基本方針を定めまして、届出行為につきましても定めることになります。

改めて確認させていただきますと、本日ご審議いただきますのは、イメージでお示しいたしてあります、行為の制限などを検討するに先立っての基本的な考え方や方針でございますので、以上、よろしくお願いいたします。

【会長】本審議事項は極めて重要なところだろうと思いますが、次回も引き続きこの部分についてご検討いただくことになっておりますので、本日は具体的な内容というところよりも委員のみなさまの福岡市の景観行政に関する期待であるとか、ご提案であるとか、そういった部分を重点的に伺いしたいと思います。

今ご説明いただいた内容は当たり前と言えども当たり前の内容だとは思いますが、こういったものを通してさらに委員のみなさまのご意見をうかがいたいと思います。

では、よろしければ、〇〇委員から順番にご意見ををお願いします。

【〇〇委員】関連する市の計画に総合計画や都市計画マスタープランなどいろいろとあると思いますが、これらが景観形成を検討するときに関わってくるのではないかと思いますので、各計画に掲げられている目的や具体的な着眼点、視点などの方針を資料としてあわせて見せていただけるとありがたいと思います。

観光立国等の文言もあり、計画を考えることの一つに、都市の記憶を掲げて多くの人に来ていただく拠所にしていこうとしていると思いますが、交流人口、あるいは、入り込み観光客数等の経年変移を理解できるような統計資料なりがあると、どれくらいの規模でそういうことを考える必要があるのかを理解しやすくなるかと思います。

もう一つ、検討内容についての要望になろうかと思いますが、審議資料の８ページに景観特性に配慮したゾーニングが示されています。この区分が基本的に土地利用により分類してあるという説明をいただきましたが、景観を考える上では異なる土地利用地域の連続性をどういうふうに確保していくかが重要になることが多いと思います。住宅地域の横に商業地域がある場合はそれらの間の空間が景観として混乱状態にあるようなケースが景観上の問題として理解されることが多いと思いますので、異なる土地利用を連続させていくための対策をどう考えていくかという視点を盛り込んでいただきたいと思います。

あわせて、そのようなことを考えていきますと、さきほど〇〇委員からも指摘がありましたが、港湾、山林地域などで管理団体が異なると思いますが、提案や規制を考える際に、景観審議・審査を行っていくときの行政組織をどういうふうに発展させていくのかについて、方針程度で構わないので、そのあたりの見込みもぜひうたっていただきたいと思います。

【会長】ありがとうございます。では、〇〇委員をお願いします。

【〇〇委員】すでにやめておりますが、10年間ほど建築審査会をやっております、ずいぶん大型建築物の許可も行いました。建築基準法上、大型施設等は許可せざるをえない状況でジレンマを感じた10年間でした。ですから、景観法による景観計画に関しては、非常に期待を持っておりますので、ぜひ良い計画をつくっていただきたいと思いますと考えております。自主的なものだけでは、相当な限界があると感じております。

それから、計画に入れていただきたいのは、大型の建物を建てますと容積率を緩和するという観点でビルの外側にはパブリックスペースをつくるというのがトレンドになっておりますが、それぞ

れがそれぞれにそれぞれの形でパブリックスペースのデザインを考えている状況で許可がされているのはもったいないと前から思っておりまして。塵も積もれば山となりますし、大型施設であればかなり大きなパブリックスペースを提供している場合もあります。やはり福岡市としてもったいないと思いますので、この点もぜひ審議事項の中に入れていただいて、ぜひ良好な都市空間につなげていただきたいと思います。

それからもう一つは、景観というのは見て楽しければいいというわけではなく、都心は賑わいだけでなく都心居住推進の観点から住環境としても良好なものが需要ではないかと思しますので、その観点も都心ゾーンの方針に入れていただきたいと思います。

パブリックスペースも、ただパブリックアートがあるのではなく、お年寄りも子どもも生活空間として利用していくわけですので、生活空間の豊かさと美しさにどういうふうに関係性があるのかも入れ込んでいただきたいと思います。

【会長】では、〇〇委員お願いします。

【〇〇委員】はじめて参加するためまだまだわからないところもありますので、お教えいただきながら勉強していきたいと思えます。

景観法ができたことにより、自主条例ではできなかった限界については、ある程度できるようになったというのはいいことだと思います。そういう期待をみなさん方は感じておられるのだろうと思いますが、それを受けてよりよいまちづくりを進めていくのがこちらの部署になるのかと思えます。

【〇〇委員】私も初めて参加しましてわからない点があるのですが、都市景観形成地区というのが4地区ありましてさらにゾーニングもありますが、都市景観形成地区とゾーニングがどのように重なり、また、どのような関係性になっているのかが審議資料を読んでもちょっとよくわかりません。ゾーニングというのは地域なのか、あるいは、先ほどあったように使われ方によって区分されているところだと思うのですが、初めてですので、一般の人にもわかるような説明をしていただけるといいと思えます。

【会長】ただいまの内容は質問だと思いますので事務局の方から回答をお願いします。

【都市景観室長】事務局の説明がつかなくてお詫び申し上げます。

まずは都市景観形成地区とその他のゾーンのお話ですが、考え方としましては、基本はその地域独自のものはそれぞれの地域にございますので、景観形成地区については地域の方と一緒に考えていきたいと考えております。

それ以外の地区につきましてはどうでもいいという話ではありませんが、ただ、すべての建物の届出等についてデザインを協議していくことには無理がありますので、一定周辺に影響を与えるであろうと思われるものを大規模建築物という形で想定いたしまして、具体的に申し上げますと高さが31メートルを超える建築物ですが、このようなものについては都市景観室と協議をしていただきます。考え方としましては、「景観が変わっていくのは認めますが周辺に影響がないような形で緩やかな変わり方をしてください」というお願いをしていくものと考えていただければと思えます。

都市景観形成地区以外のその他の地区については、31メートルを超える建築物等の基準が一律でしたことからもう少しきめ細かく、とは言いながらも、あまり細かくしすぎますといろいろと基準のこともございますので、大きく5ゾーンに分けて基準を定めさせていただこうということでございます。

【会長】ただいまの説明の通りだと思いますが、表現がわかりにくいところがあると思いますので、レイヤーのようなものの考え方を少し明確に示していただくことと、それから、ゾーンの中の特例地区の形だろうと思いますので、最初にそのような概念を示していただくことが大事だと思いますので対応をお願いします。

【〇〇委員】今まで景観に関しては、いろいろなものがごちゃごちゃとしておりもう少しきちんとしなければいけないという市民の視点もあった中で、このごろは景観賞などが福岡市でも素晴らしいものができたということで市政だよりも掲載され、景観はもっとトータルで考えていかなければいけないという意識が私たち市民にも根付いてきました。

それから、成熟した景観をつくっていく、良好な気持ちの良い景観をつくっていくために、市民と共にという「共働」の言葉がずいぶん使われていますが、共につくりあげていかなければいけないと思います。また、ただ景観というのはただそこにものがあるだけではなく、空気も同じですが、どのような人々がどのように動いていて、どのように風がながれているのかといった見えないものや動くものなどを含めて、これから福岡市をどう気持ちの良い景観にしていくかということで考えていただければと思います。

街の景観というのは都市だけでなく、ここにいろいろなゾーンが出ていますが、このゾーン全体が一緒になって、気持ちの良い空間の景観をパッチワークでつくりあげていくことではないかと思っています。

この審議資料を読ませていただいて、「顔がある」とか「個性がある」とかありますが、それぞれの先生方とともに良いものになっていくように、これから話し合いに加えていただこうと考えているところです。

【会長】ありがとうございます。〇〇委員お願いします。

【〇〇委員】まず一つ教えていただきたいのが、地図で言うと6ページの左側の図で景観計画区域というものがありその中に景観形成地区がありますが、この6ページの地図や8ページの右側の地図を見てみると、6ページの地図では景観形成地区が4カ所ありますが、その他に例えば九大の箱崎キャンパスが移転した後にどうするのだとか、九大学研都市駅のまわりをどうするのだとか、地区計画などの他の方法で対応を行っているのだとは思いますが、市民の目線で見たときにはそれが見えてきません。そのような点は何か工夫をされる必要があると思います。

もう少し踏み込んで言うと、九大学研都市駅のまわりはちょっとやばいですね。1970年代の無秩序な都市づくりがなぜ21世紀に行われているのかと言いたくなるような状況があります。このような地区をどうするのだろうという率直な疑問があって、今までは民間開発をコントロールするのは難しかったのですけれども、それができるようになるというのが景観法のできた大きな背景なのではないかと思っています。4つしかオレンジに塗られた都市景観形成地区がないのを見ると、福岡市は消極的なのかなと感じます。

それともう一つ、同じ話なのですが、この「景観法を活かす」という書籍は景観法ができたところに出されたものですが、この中にまだできてなかったのですけれども、広島市だとか、先行的に素晴らしいことに取り組んできた街の紹介がしてあって、ここではきっとこのような景観計画ができるだろうというような話を書いてあります。広島市について見るとものすごくきめ細かく示されています。〇〇委員の発言にもあった川の筋の景観だとか、福岡市は立派な緑の基本計画を持っていますが、それもあるとき国が定めるように言って定めるようになった計画で、そこには「風の道」などの素敵な言葉で書いてあるのですけれども、川の筋以外は全て民地ですからいかんともしがた

いというのが現実で、実効性を伴わないものです。

景観法ができてこのようなことを景観計画でやる際には、そのようなことを取り込むいいチャンスなのではないかと思います。実効性がなかった理念なりなんなりに、実行力をつける良い機会なのではないかと思うのですが、法律上は景観地区という専門用語がありますけれども、景観地区をどこまで細かく具体化して、パッチワークに入れていかれるのか。そのようなことも踏まえて、もう少しきめ細かい絵が書けないのかなと思います。

審議資料 8 ページの右の図だけを見ていると、この本にも景観計画はどのようなイメージなのかというページがありまして、ここにこういうエリア分けをするということで、山裾エリア、〇〇川流域エリア、田園エリア、市街地エリアというものが書かれていて、福岡市ではエリアではなくてゾーンになっていますが、だいたい似たようなものです。すごく国の指導に従って忠実にやっていることはわかりますが、さきほどから申し上げている福岡らしさが、広島市や神戸市などと比べたときに物足りないと思います。

〇〇委員の発言にもありましたどうやってきめ細かさを担保していくのか、見えるようにした方がいいのかどうかはわかりませんが、そのような点について説明を聞かせていただきたいと思います。

【会長】大変大事なご指摘だったと思いますが、事務局の見解をお願いします。

【都市景観室長】事務局の見解といたしましては、審議資料 6 ページの地図ではオレンジ色（都市景観形成地区）は 4 つでわずかしかがございませませんが、これが市街地全域に広がり市街地全域がオレンジ色になることが理想だと思っています。それは同じ副都心と申ししましても、東の副都心と南の副都心ではそれぞれ性格が違いますし、基本は地域の方が選んでいくものでもありますので、地域と行政が一緒になってオレンジ色を増やすことが基本だと思っています。

そのための経過措置といったらおかしいのですが、大規模な部分をそのままおいておくというわけにはいきませんので、大規模なものについてどういう形で協議の元にしていくかというところで、まずはこの 5 ゾーンで分けさせていただいています。確かにおっしゃるとおり、細かければ細かいほどよろしいのですが、作業の問題や届出される方の判別の問題等もありますので、5 ゾーンあたりが適当と考えて案を出させていただいています。

問題はオレンジの色を増やしていくときの姿勢だろうと思っているのですが、〇〇委員もおっしゃったようなところにつきましては、建築紛争などがいろいろなところで起こっておりますし、今後は、関係部局とこれまで以上に連携をとりながら取り組んでいきたいと考えております。

【会長】ご説明をいただきまして、計画を具体化するためには協議しながらやっていくプロセスがもう少し明確に出てこないといけないと思いますが、まだ見えてきておりませんので、〇〇委員のご質問とただ今の事務局の回答を加味してプロセスを明記しておいていただければと考えますがいかがでしょうか。

【都市景観室長】はい。

【会長】では、〇〇委員をお願いします。

【〇〇委員】9 ページのゾーンのところで、山の辺・田園ゾーンの景観方針は内容が少ないと思います。ここも都心や一般市街地と同じように住民との共働ということでやっていかないとけないと思います。特に農業に関わるようなところについては、都市とその周辺の人の共働みたいなこと

が実際にもう進んでいると思いますし、それから農地だけでなく、ため池なども福岡には多いわけですが、そういうものを維持していくことが山の辺・田園ゾーンの景観形成では非常に重要なことだろうと思います。それを維持していくには共働というようなことが必要ですから、そのようなことを取り込むような検討をしていただければありがたいと思います。

それから港湾ゾーンのところで、2行目に「後背市街地との調和を図る観点から、色彩への配慮や緑化等による修景に努めます」とありますが、色彩と緑化だけでいいのかなと疑問に感じます。確かに福岡市は海からの山を背景にした都市の眺めが印象的だと思います。特に市街化調整区域と市街化区域の区分けがまだきちんとしてきているからであろうと思いますし、また高さに関する条件によって制約が加わっているからだだと思います。ですからやはり色や色彩だけでなく高さに関しても、議論をしていただきたいと思います。

それから、ゾーンに限らず全体で景観賞が福岡の都市景観を良くするという事で非常に大きな役割を果たしてきたわけですが、それをなんとか活かすことができないかなと思います。つまり、景観賞をすでに与えられている建物が都市景観の一部を形成しているわけですが、その周辺も含めてなにかこういう景観形成のためのもう一つのゾーンのようなエリアをこの景観計画の中に位置づけるようなことをして、今までの実績をより活かせるような仕組みをつくっていただければいいのではないかと思います。

それから少し前後してしまいますが、9 ページのゾーンの話にもう一度戻りまして、都心ゾーンのところで自然に関する記載が必ずしも多くないと思います。それで、少し話がそれて恐縮ですが、今年 10 月に名古屋で COP10 が開催されます。ここで議論になるのが都市の中の生物多様性です。農村地域や自然地域で生物多様性を維持したりあるいは再生したりするというのが一番わかりやすい対策だといわれているわけですが、現在は国連をはじめとして組織が都市の中で生物多様性をなんとか回復するような道を探らなければならないというふうに言い出しています。日本の都市はそのような城塞都市として発展してきたわけではないので、比較的自然が都市の中に入り込んでくるという構造を伝統的に持っているわけですが、それが壊れてきてしまったところに日本の都市の問題の根本があるのではないかなということを指摘されております。

ですから、そういう意味でも、やはり現代的な課題として、そしてまた日本の都市としての方法として、都市の中で自然をどういうふうに活かすかということについて、もう少し強調した方がいいのではないかと思います。そのようなことを都心ゾーンの中に盛り込んでいただけるといいのではないかと思います。

【会長】ありがとうございました。〇〇委員お願いします。

【〇〇委員】今回の資料を拝見していて「共働」という言葉が多く驚きと期待を感じています。共働を具体的に市役所でやっているのは市民局だったり、あるいは現場レベルだったり、それからさらには区役所の様々なところで取り組みの実績があると思います。共働で連携してというのは素晴らしいことですので、役所内での実施の体制もしっかりとやって欲しいと思います。

それから現行の都市景観条例の方でも、意識の高揚の取り組みがいろいろとされていると思いますが、今、幸い、生物多様性や市民レベルでも環境への意識も高まっていますので、これまで日本では置き去りにされていた環境や景観の質を高めるための何らかの仕組みや取り組みを、ハードの部分に加えて盛り込んでいただければと思います。

【会長】ありがとうございました。〇〇委員お願いします。

【〇〇委員】〇〇委員がおっしゃったように、共働という言葉はやはり気になります。特にこの中

に書いてあります「市民参加型」や「エリアマネジメント」、また、「協議会との共働」なども書かれていますので、何か市民が参加する、関わりを持つという意味合いで、これが単なるガイドラインづくりで終わらずに、実際に参加させてもらいたいと思います。

福岡の都心は大好きなのですが、福岡の市民の特性として、景観ができるときのわくわく感とかは、祭り好きの血が騒ぐようなイメージもありますので、何かそういうものを活かしていただいて、ぜひ、参加型にしていいただければと思います。

それから〇〇委員も言われていたように、残念ながら、校区割り、自治会割り、町内会割りのような分け方をしたときに、エリアを分けたとことの間地点をどのように処理していくかというのが気になります。天神は天神なりに、博多は博多なりにと、共働と言いながら若干背を向けているような状況もありますので、そういう意味合いでは、間に立ったところをどう処理していくのか気になります。

それから、都市サイン、案内サインのデザインも気になっています。防災とか防犯とか、案内看板とかもそうなのですが、都心部の方でも非常に気になっています。

それから、参加型のところで、我々の友人関係にも多いのですが、プロダクトをやっている連中はアーティストも含めて福岡には多いと思いますが、若干ながら行政ワークに参加したいという意識は高いと思うのですが、実際、ストリートファニチャー等が無償で提供したいという人間はいながら、提供する道しるべを知らない人間も多いという部分もありますので、参加型にしていいただきたいと思います。

それと同時に、観光という一つのキーワードがあると思いますが、都市景観も一つの観光のポイントになると思いますので、観光に関する計画づくりも大事だと思います。それはある意味独自の財源づくりにもつながっていくと感じました。

話が飛び飛びで申し訳ありませんが、市民代表として、いろいろと意見をさせていただければと思います。

【会長】ありがとうございました。ただいまの〇〇委員と〇〇委員に共通するご意見として、景観形成方針の中にハード面だけではなく、意識を高揚していくための活動や取り組みも入れられないかというようなご意見につながるかと思いますので、少しご検討をいただきたいと思います。それでは〇〇委員お願いします。

【〇〇委員】まず、基本的な問題として、都心ゾーン、一般市街地形成ゾーンについては 11 ページの景観形成の保全・方針という形でそれぞれの課題が結論づけられていると感じましたが、これらのところに現在措置されている、具体的な広域性をもった支援策が景観形成の運用方針の中にはあるのだろうが見えてこないで検討していただきたい。なぜかという、今年から那珂川が 5 カ年で床上浸水対策の緊急事業で 136 億円かけて行われます。那珂川の河川を景観としてとらえることが必要だと思います。そうした場合に、景観室がお金を出すわけではありませんが、行政のなかでの啓発や問題提起をするという点で、ここに書かれているものをもう少し、水と緑のネットワークの形成を図るというわけですが、景観形成の立場から、もう少し目に見えるものを投げかけていただく必要があるのではないかと思います。

これは那珂川だけでの問題ではありません。例えばけやき通りは 40 年、50 年前の道路行政の中で出されたものですが、今の道路行政の中でこのようなことを想定した道路づくり、緑づくりというのはまだ見えてきません。それが、都心ゾーンの中で、あるいは、一般市街地ゾーンの中で、公共的な立場からどうするのかという問題点が少し具体化される必要があるのかなと思います。

3 点目は都心部で企業が大型建築物を建てるわけですが、歴史的に景観に耐えられるような建築物を提供できるのかどうか、私の知識ではわかりません。しかし、そういう建築物と同時に、周辺

のまちづくりというのも当然社会企業として、企業市民として、この理念からすると、それこそ共働したり積極的に参加する必要があるかという考えでいけば、全市的に見ると部分的にはあるかもしれませんが、空地・空間を利用した企業の都市景観づくりなどの具体的な行為と支援制度の活用など、景観を積極的につくり出すという点で、歴史的に耐えられるための役割を市民も果たさなければならぬし、企業市民も果たさなければならぬ。そういうものが少し見えるような工夫をしていただきたいなということを問題提起させていただきます。

【会長】ありがとうございます。〇〇委員お願いします。

【〇〇委員】都心の景観はかなり成熟していると思います。逆に山の辺・田園ゾーンあたりは、特に河川を楽しめるかどうかというところはなっていない。特に人口が146万人を超えたのに、農地が中途半端にほったらかされ、それから池も手が回っていない。農業用水として不必要であれば、形を変えてでも景観に値する水があってもいいのではないかと思います。特に災害が起きにくい川やゲリラ雨にも対応できるような池など、災害の設備があってもいいのではないかと思います。ほったらかされているものを、いいところについてはほめてあげる、逆に、モデルを示して周辺ゾーンの森林組合あたりに協力してくださいよというようなことにならないと愛着の出る田舎にならないと思います。川上に原因があるわけで川下には洪水の被害ばかりというのは良くありません。都市計画の役割だとは思いますが、川上からきちんと扱うべきではないかと思います。そのような点を心がけていただきたいと思います。

【会長】ありがとうございました。今のは他の部局との関係にも言及するご意見だとおもいますので、他のところにもチェックをしながら、次回、議論を深めていきたいと思います。
それでは〇〇委員お願いします。

【〇〇委員】やはり他の部署との関係というのが一番大きいと感じています。今、博多駅の屋上から市街地を一望すると、空港の近さもわかりますし、海も見えますし、市役所も立花山も見えます。あそこで強く感じるのは、福岡空港が近くにあることでメリット・デメリットがいろいろとありますが、結果的に高さが博多駅地区で63メートルくらい、天神地区で70メートルくらいにある意味抑えられてきたことが福岡らしさにつながっているのではないかなと思います。そしてまた、大博通りとはかた駅前通りにはとても緑が多いのもわかりますので、この都心部の緑をどう活かしていくか、その中で古い街並みの御供所地区が駅のすぐ近くにあって、なおかつ、ビジターズインダストリーや観光という話があって、住んでいる人が住みやすい街にしなければいけないし、来街者が博多っていい街だと思っていただけるような街にしなければいけないと思います。

このようなことを考えたとき、景観室だけということではなくて福岡市全体として考えないと進まないと思います。

その中で、博多区では道路愛称委員会をつくって地元の人に愛着を持ってもらおうといろいろなところに道路に愛称をつけたりといったことをやっています。その中に、計画の中で活かせるかどうかはわからないのですが、歩いて見る目線と自転車に乗って見る目線と車に乗って見る目線で変わる。やはりその中で違法駐車がいっぱいあればなんだこの街はということになりかねないときには、市だけでなく県や県警も関わってくる話になるのかもしれませんが。このときに、住んでいる人にはわかっているけど周りから来た人には誘導サインなどがあるでしょうし、夜は暗いので照明も必要で、照明もサインの一つですからデザインやつくり方の話も景観の一つになってくると思います。

共働という言葉が多く出ているという話がありましたが、その地域に住んでいる人だからこそわかることがかなりあると思いますので、基本的にはすごく大事なことでと思います。行政が地域に

投げるというか、地域に任せるということではなくて、共に働くということなので、何かをお願いしたいなと思ったときに、昭和 63 年に策定された都市景観形成基本計画を景観形成の理念と目標とすると資料にあり、理念 2 で市民参加による都市景観形成とありますが、10 年前は「市民参加」で良かったのかなと思いますが、参加があつて参画、共働と変わってきたことを考えれば、理念の中身も基本計画の通りということではなく、弱冠変えていいのではないかと思います。

大きな視点で福岡の街を、住んでいる人も住んで良かったと思うし、訪れた人も来て良かったと思う街を景観の面からサポートしていけたらいいと思います。

【会長】ありがとうございました。最後の、昭和 63 年に策定した基本計画の検証というところもやはり必要ではないかと感じました。〇〇委員お願いします。

【〇〇委員】全般的に、もっと文化の視点を入れた方がいいのではないかと思います。彫刻のあるまちづくりやトリエンナーレなどが資料にもありますが、活かすことも重要でないかと思います。

もう一つは地球環境の問題です。地球環境の問題も世界的に問題になっていますけれども、都市景観を考える場合も、地球環境の保全という面で、CO2 をどの程度削減できるのかということも、この間質問でしたのですけれども、国土交通省が自転車専用道路を全国的に進めています、それは、自転車利用により CO2 換算で 2% 程度の削減をうたっています。実際に補助金をもらって福岡市が自転車専用道路を設置する場合に、自転車道路の計画の中で、CO2 換算でどのくらい効果が出るのか、市民の目にもわかるような伝え方が必要なのではないかと思います。

そういう文化の視点と共に地球環境の面からも、私のような素人にもわかるようにご説明いただけるとありがたいと思います。

【会長】ありがとうございました。

【〇〇委員】入り口のところでまだ理解ができていないのですが、審議資料の 9 ページで、都心ゾーン、一般市街地ゾーン、山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーン、港湾ゾーンとありますが、これらは福岡の都市づくりを景観室ですべてやっていくというような口ぶりになっています。今からつくるのはよくわかります。例えば、アイランドシティであつたり、埋め立てをしてつくった百道浜であつたり、あるいは土地区画整理事業で新しくつくっていく都市はいい。そこにはいろいろな一般のみなさんが良いと思うであろう思い、例えば緑はこれだけボリュームを出そうとか、あるいはこのような広告物は遠慮していただくとか、あるいは建てるのはこれくらいにしてもらおうとか、いろいろとできると思います。あるいは守ること、例えば今ある緑の景観を守っていこうとか、あるいは歴史的まちなみの景観を守っていこうとかいうのもわかります。いろいろな議論の中で、こうやったら守れるのではないか、こうやったらもっと良くなるのではないかということもできると思います。

ところが、既成市街地、港湾だって山の辺だって都心部だってそうなのですが、おそらく何かの制限をかけて誘導をしよう話になるかとは思いますが、既成概念の中で規制をかけるというのがいいのか悪いのか私にはわかりませんが、いずれにしても、景観という抽象的な、何がいいのか悪いのか個人差のあることで、ちょっとわかりにくいと思います。それを、この地区についてはこうしよう、ああしようと網をかけていくというやり方なのでしょうが、仮にそれができたとして、じゃあ、都心部に緑が少ないからどうにかしようといって都市景観室でどうにかなるものなのかどうか。

〇〇委員が言われたこともまさにその通りだと思います。緑化推進の課も一生懸命に緑を守っていこう、増やしていこうとしていますが、お金がなければどうしようもありません。川でも同じことです。ゴミがあつたら良くないから清掃しようと区役所が掃除をしています。あるいは地域のみ

なさんや NPO のみなさんも掃除をしてくれています。それでもゴミを捨てる人がいるのです。モラルの問題もあるとは思いますが、こういった問題が多岐にわたっています。多岐にわたっているものを都市景観室がまるで福岡市のまちづくりをすべてやっていきますよというような言い方になっていますので、その点がまだ私が理解しきれていないところです。

いくつかエリアをつくり、この景観をどう守っていこうとか、あるいは新しくつくる街のまちづくりでどうつくっていこうとか、そういった議論をするものだと思っていました。ところがそうではなくて福岡市全体の都市景観をどうするかという話なので、それは当然悪いことではありませんが、理想があるのでしょうか、多くの人が良いと思うものが良く、悪いと思うものが悪いのでしょうか、あまりそこにこだわってしまうと、私も何が良く何が悪いのかよくわからないのです。建物の規制をした。でも、規制をしたが故に、ひょっとすると実現したかもしれないユニークな建築設計の可能性をなくしてしまうかもしれない。

きりが無いのですが、いずれにしても手を広げすぎているような気がします。福岡市全体をどうするこうするというよりも、未だに新しい街に電線をつけており、そのようなことをやりながら、一方で都市景観と言っています。理想を語ってはいますが、他の部署はお金がないという理由で動かないだろうと思います。電線の地中化も行った方が景観は良いでしょうがお金がないという理由でやっていません。緑が多い方がいいでしょうし、市民もそう思っているでしょうが、お金がないという理由で行われていません。今ある緑をどう守って良い景観を形成していくのかとか、あるいは歴史的なまちなみを守って市民のみなさんにも大事にさせていただこうとか、そういった議論になるのかと私は思っていたので、全体についてやるのはいいのですが、ところどころ絞って、この地区についてはこうしていこうという方が現実味があるのではないかと思います。福岡市全体をこうやってという理想はいいですが、そうすることで何もできないのではいけないと思いますので、これは意見までですが申し上げたいと思います。

【会長】大変重要なご指摘だと思います。もう少ししっかりとしたポイントを見せていくことも大事ではないかと思います。

ご意見をいろいろといただいて、たぶん言い足りないと思いますが、時間がまいりましたので、ご意見につきまして、事務局と私の方で少し咀嚼させていただいて次回改めてご報告したいと思います。これは案があって、それを認めてもらうというような審議会にはしたくないと思いますので、行政の方もしっかりとやっていますし、福岡市の方もしっかりと発展してきていると思いますので、今いただきましたご意見を、できるだけ深く考えて、また次回改めてご報告させていただいて、またご意見をいただくというような形で進めさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【〇〇委員】会長、よろしいですか。

【会長】はい。

【〇〇委員】手短に申し上げます。景観法と今回審議します条例との関係がいまいち私はつかめていないところです。景観法で求められている条例を誠実に位置づけることがこの審議会の目的というところでよろしいのでしょうか。

【会長】事務局、お願いします。

【都市景観室長】新しい景観条例の制定は議会、立法府の問題になりますので、ここでは、あくまでも、景観法の中で位置づけられています景観計画の内容について審議会でご意見をいただくもの

でございます。

【〇〇委員】位置づけがこの計画の中にはないですし、私も予め教えられているわけでもないので、理解しにくいです。だから、さきほど〇〇委員がおっしゃったように、ただ意見を並べるだけで理解できるのか、と思います。

やはり、法律に基づく、条例に基づく、といった裏付けがあって、この審議会で策定したものがどういう根拠をもって一般市民の方にどういうふうに効力をもつのかということが見えてこない、どこまで意見を言えば反映されるのかについてわからないのです。そういうところをはっきりとしていただきたいと思います。

【会長】そこも含めて次回ご提示いただきたいと思います。それでは、事務局より連絡事項はありますでしょうか。

【都市景観室長】次回でございますけれども 8 月 30 日の 13 時半から予定いたしております。開催のご案内につきましては、改めてさせていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

【会長】それではこれをもちまして第 11 回福岡市都市景観審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(閉 会)